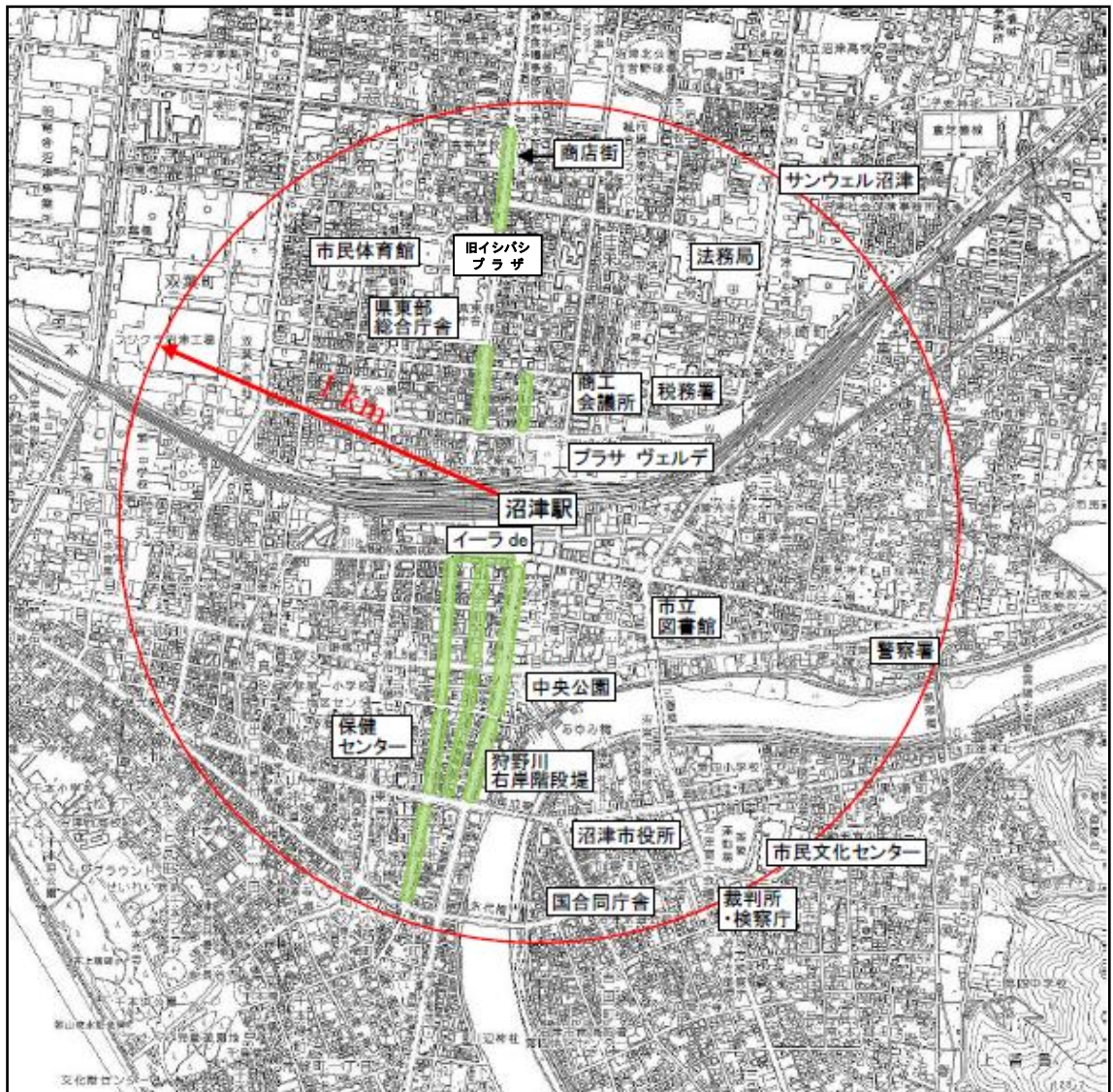


令和5年度 沼津市まちなか賑わい創生事業補助金 公募要項（前期）

○制度概要

沼津市の中心市街地において賑わいを創出し、中心市街地の活性化を推進するために、中心市街地で行われるイベント等の事業に対し、補助金を交付します。

○中心市街地の範囲



○補助対象者

- ・ 商店街団体、または商店街の事業者の団体
- ・ 市民活動団体等（NPO 法人、自治会、市民活動団体等。ただし、商店街団体と連携して事業を実施するもの）

○補助対象事業の内容、補助額

中心市街地で行われる事業で、

令和5年4月15日～10月1日に実施するものを対象としています。

補助金の額は補助対象経費の3分の2以内です（1,000円未満切り捨て）。ただし、各事業の限度額を上限とします。

予算額を超える応募があった場合、予算の範囲内で選定しますので、補助金の額は補助対象経費の3分の2を下回ることがあります。

補助対象事業名/限度額	補助対象事業内容
まちなかイベント事業 (限度額 40 万円)	・ 中心市街地への集客を図るイベント等 ・ 商店街の一部又は全部を会場として開催する
商店街イルミネーション事業 (限度額 20 万円)	・ 商店街でのイルミネーション装飾 ・ 商店街への集客を目的として実施する
駅前イルミネーション事業 (限度額 50 万円)	・ 沼津駅の北口、南口ロータリー周辺でのイルミネーション装飾 ・ 沼津駅の周辺への集客を目的として行う

(※10月2日以降に実施する事業は、別途公募予定です。)

○補助対象経費

区 分	内 容
報償費	講師、専門家等への謝礼、謝金
旅費	講師、専門家等の旅費
需用費	印刷製本費、資料購入費、消耗品費
役務費	手数料、広告料
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料
委託料	集計、分析、調査及び研究開発等に関する委託料
会場整備費	会場装飾並びに音響、照明装置及びイルミネーションの設置に係る経費

※次のような経費は補助対象外です。

- ・ 団体運営に係る経常的な経費（家賃、リース料、回線使用料等）
- ・ 対象となるまちなか賑わい創生事業以外の経常的な人件費
- ・ 交際費、他団体への寄付金、補助金等
- ・ その他補助することが適当でないと認められる経費

○応募の方法

あらかじめ沼津市商工振興課に電話等でご相談の上、公募期間内に必要書類を沼津市役所5階商工振興課にご提出ください。必要書類は、沼津市ホームページからダウンロードできるほか、商工振興課窓口でも配布しています。

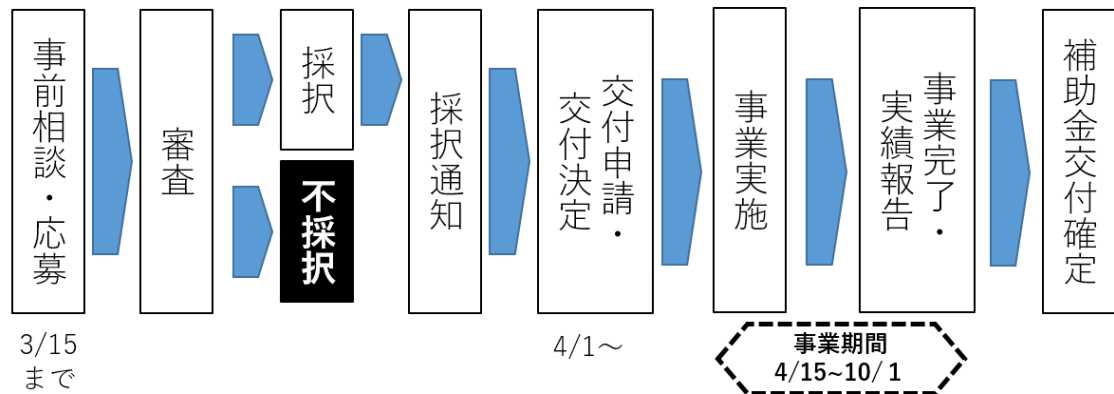
応募期間	令和5年2月10日（金）～令和5年3月15日（水）
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 応募申請書（誓約書を兼ねるため、押印をお願いします）・ 事業計画書・ 収支予算書・ 定款、規約、会則等の団体の概要を示す書類の写し・ 団体概要書（<u>市民活動団体等で、任意団体の場合のみ</u>）・ 法人登記事項証明書の写し（<u>市民活動団体等で、法人の場合のみ</u>）・ 過去に実施した事業の内容がわかる写真 （過去に同様の事業を実施した場合のみ）

○事業選定

応募いただいた事業を下表の評価の視点に基づいて審査し、事業の選定を行います。

項目	視点	配点
賑わいの創出効果	<ul style="list-style-type: none">・ 多くの市民を中心市街地に呼び込む魅力のある事業であり、賑わい創出に寄与すると考えられるか。・ 中心市街地の活性化や魅力づくりのために意義あるものであるか。	5
先導性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の発想や内容、手法に新規性、チャレンジ性、独創性が認められる事業か。	5
発展性 ・ 継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の中心市街地の賑わい創出において波及効果が期待できるものであるか。・ 住民や地域、他団体などとの連携を図るきっかけづくりとなるか。	5
実現性 ・ 妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 各種法令は順守されているか、関係者との調整に問題はないか。・ 事業内容、予算の積算、自己資金の準備、スケジュール等が計画的で実現可能なものであるか。	5

○事業の流れ



○その他注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染対策に留意しつつ実施してください。
- ・以下の場合は対象となりません。
 - ▶沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する団体が事業を実施する場合
 - ▶実施する事業が、国又は地方公共団体から他の補助金の交付を受ける場合
 - ▶実施する事業が、政治活動又は宗教活動を主たる目的としている場合
- ・この補助金の交付申請は、令和5年度予算成立をもって可能となります。沼津市議会が令和5年度のまちなか賑わい補助金に係る予算を議決しなかった場合は、公募で選定された事業であっても、補助金の交付等を受けられないことがあります。

○問い合わせ

沼津市産業振興部商工振興課（商工係）

電話 055-934-4748 E-mail syouko@city.numazu.lg.jp